

## (2) 校内フリースクールの実施について

### ① 趣旨・背景

本市では、文部科学省の「COCOLOプラン」および茨城県教育委員会の指針に則り、不登校または不登校傾向にある児童生徒が、学校内で安心して自分に合ったペースで学習・生活できる環境を提供するため、市立小中学校・義務教育学校に「校内フリースクール」を設置する。

### ② 校内フリースクールの定義

本市では、以下の3つの条件を満たすスペースを「校内フリースクール」と定義する。

【人】専任職員の配置：専任の「支援員」が常駐していること

【場所】専用教室の確保：落ち着いた空間が確保されていること

【学び】個に応じた支援：児童生徒の自己決定に基づく学習・支援が行われていること

### ③ 目的と利用対象

【目的】

児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立するための成長を支援する。

【対象例】

登校はできるが、欠席日数が多い。行事には参加できるがクラスに入りづらい。

保健室登校や放課後登校を行っており、自分のクラスに入ることが困難。

### ④ 校内フリースクール支援員の雇用と配置

運営を担う支援員について、以下の通り雇用・配置する。

【職種】市会計年度任用職員（校内フリースクール支援員）

※R8は中学校・義務教育学校に配置

【勤務条件】1日6時間 × 週5日勤務

【役割】児童生徒一人ひとりに合わせた学習サポート（ICT教材活用等）や心理的支援活動記録（日報）の作成と、運営コーディネーターや担任への情報共有  
利用生徒がいない時間帯の授業参観、および教室での学習支援

### ⑤ 運営体制と支援の視点

学校全体で支援する体制を構築し、以下の3つの視点から支援を行う。

【運営コーディネーターの役割】

- ・ 生徒指導主事等が担当し、支援員と連携。全教職員での共通理解、保護者との面談、SC（スクールカウンセラー）や外部機関との連携を統括する。

【具体的な支援内容】

- ・ 学習支援：個別の学び直し、オンライン教材の活用や教室の授業配信
- ・ 対人支援：小集団でのゲームや交流を通じたコミュニケーション能力の育成
- ・ 心の安定：読書、創作、栽培、芸術活動など、興味関心に基づいたリフレッシュ

### ⑥ 運営上の留意事項

【学習評価】

校内フリースクールでの取組は、担任や教科担当が可能な限り評価に反映し、児童生徒の学習改善と自信に繋げる。